

「(仮称)墨田区感染症予防計画」の策定について

1. 計画策定の経緯等

経緯

従来、厚生労働省が定める基本指針に基づき、都道府県では感染症予防計画を策定していた。今回、感染症法の改正により、特別区及び保健所設置市においても予防計画を策定することが義務付けられた。

目的

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、区民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生に備えるため、予防計画を策定し、感染症対策の一層の充実を図る。

方針

東京都の予防計画等とも整合性を図りながら策定を進める。
計画期間は令和6年度から令和11年度までとする。

2. 計画策定の検討

検討部会

墨田区新型インフルエンザ等地域体制検討部会における計画策定の協議

(1) 委員等の構成

(委員) 墨田区医師会、区内病院、東京都本所歯科医師会、東京都向島歯科医師会、墨田区薬剤師会
(出席要請者) 東京都訪問看護ステーション協会墨田支部、東京消防庁本所消防署、東京消防庁向島消防署

(2) 実施日

第1回：令和5年8月1日
第2回：令和5年11月14日
第3回：令和6年2月(予定)

意見照会・公表

パブリックコメントの実施(12月～1月)
区民福祉委員会への報告後、計画公表(3月)

【計画の章立て(案)】

第一章 基本的な考え方

- 第1 基本方針
- 第2 関係機関の役割及び区民や医療従事者等の責務

第二章 感染症の発生予防及びまん延防止のための施策

- 第1 感染症の発生予防のための施策
- 第2 感染症発生時のまん延防止のための施策
- 第3 医療提供体制の整備
- 第4 国・他県市及び関係機関との連携協力の推進
- 第5 調査研究の推進及び人材の育成
- 第6 感染症に関する知識の普及啓発と情報提供
- 第7 保健所体制の強化

第三章 新興感染症発生時の対応

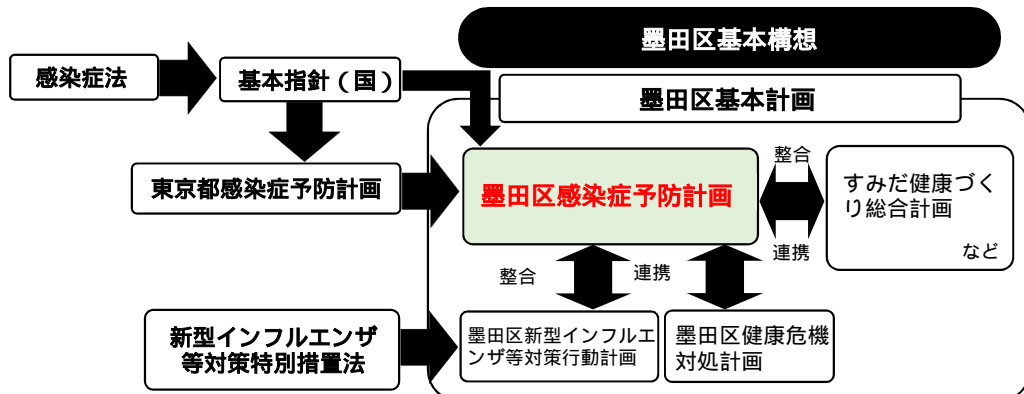
- 第1 基本的な考え方
- 第2 区への対応
- 第3 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上
- 第4 感染症に係る医療を提供する体制の確保
- 第5 宿泊施設における療養の支援
- 第6 自宅療養者等の療養環境の整備
- 第7 高齢者施設・障害者施設等への支援
- 第8 臨時の予防接種
- 第9 保健所の業務執行体制の確保

第四章 その他感染症の予防の推進に関する施策

- 第1 特に総合的に予防施策を推進すべき感染症対策
- 第2 その他の施策

今後、東京都の方針などにより骨子案を変更する可能性あり。

【墨田区感染症予防計画の位置付け】



【参考】

	新型コロナウイルス等対策特別措置法	医療法	感染症法	地域保健法
国	政府行動計画 新型コロナウイルス等対策ガイドライン	医療提供体制の確保に関する基本方針 医療計画作成指針	基本指針 予防計画策定ガイドライン	
東京都	行動計画 保健医療体制ガイドライン	保健医療計画	東京都感染症予防計画	
保健所設置市等	墨田区新型コロナウイルス等対策行動計画		墨田区感染症予防計画	
保健所				墨田区健康危機対処計画

Integration and cooperation (整合・連携) are shown between the Tokyo-level and Ward-level plans. The text '踏まえて策定' (formulated based on) is used to describe the relationship between the national guidelines and the ward plan, and between the ward plan and the health crisis response plan.